

令和3年度 精神保健福祉資料（630調査） 調査概要とデータクリーニング方法

1. 調査対象施設

①自治体調査

47都道府県および20政令指定都市の主管課

②医療機関調査

令和3年(2021年)6月30日時点で、

- 1) 医療法上の許可・届出を行っており、かつ健康保険法上の地方厚生局への届出も行っている医療機関番号を持つ医療機関であって、
- 2) 病院については精神病床を有する病院、診療所や精神科外来については自立支援医療等で「精神科」もしくは「心療内科」の診療をおこなっていることを都道府県・政令指定都市の精神保健福祉主管課が把握しているもの

③訪問看護ステーション調査

全国の「すべて」の訪問看護ステーション

令和3年度630調査 調査概要

2. 調査ポイント

①自治体調査

- ・ 令和3年「6月30日時点」の管内の医療機関・訪問看護ステーション数、医療圏の数 等
- ・ 令和3年「6月1ヶ月間」の非同意入院の「入院届」「退院届」
- ・ 令和2年度の精神医療審査会機能
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

(令和3年3月31日時点の手帳所持数、令和3年6月交付分の個票の内容)

②医療機関調査

- ・ 令和3年「6月30日午前0時時点」の 各医療機関機能および職員、病棟機能、拠点機能
- ・ 令和3年「6月30日午前0時時点」の 在院患者の状況
- ・ 令和3年「6月1ヶ月間」の退院患者の状況
- ・ 令和2年「6月1か月間」の医療保護入院患者の状況
- ・ 令和3年「6月30日時点」の訪問看護機能
- ・ 令和3年「6月30日時点」の退院後生活環境相談員の状況
- ・ 令和3年「6月30日時点」の精神科の外来診療およびリエゾン診療の実施状況

③訪問看護ステーション調査

- ・ 令和3年「6月1か月間」の利用者数、各種加算算定の有無、スタッフの内訳
- ・ 令和3年「6月30日時点」の各種届出状況

令和3年度630調査 調査内容（自治体票）

| | 調査内容 |
|------------------------------|---|
| ①精神科医療機関機能 | 令和3年「6月30日時点」の ① 精神科・心療内科の診療を行っている医療機関や訪問看護ステーションの実態 ② 自治体の各種医療圏域の現状 |
| ②医療保護入院・措置入院・緊急措置入院・応急入院の入院届 | 自治体が令和3年「6月1ヶ月間」に受理した入院届の記載内容から ① 非同意入院で入院した精神疾患患者について、入院の詳細な状況 ② 入院届の届出受理の状況 |
| ③医療保護入院・措置入院の退院届・消退届 | 自治体が令和3年「6月1ヶ月間」に受理した医療保護入院の退院届および措置入院の消退届の記載内容から ① 非同意入院で入院した精神疾患患者について、入院の詳細な状況 ② 退院届の届出受理の状況 |
| ④精神医療審査会 | ① 精神医療審査会の合議体の実態 ② 令和2年4月から令和3年3月で扱った退院請求について、受理状況と処理状況 ③ 同 処遇改善請求について、受理状況と処理状況 |
| ⑤精神障害者保健福祉手帳 | ① 令和3年3月31日時点の手帳所持数 ② 令和3年6月交付分の個票の内容 |

令和3年度630調査 調査内容（医療機関票）

| | 調査内容 |
|------------------|--|
| ①施設の基本属性および概要 | <ul style="list-style-type: none"> ① 令和3年「6月30日時点」での病床数、病棟数、精神科における職員数等の基本属性 ② 令和3年「6月30日時点」で医療機関が有する機能 <ul style="list-style-type: none"> ・ 依存症専門医療拠点、依存症治療拠点などの拠点機能の有無 ・ 認知療法・認知行動療法や重度アルコール依存症入院医療管理加算等の届出状況の有無 ・ 同一法人内施設 |
| ②外来診療・リエゾン診療について | <ul style="list-style-type: none"> ①令和3年「6月1ヶ月間」の精神科の受診患者数、訪問診療・往診・訪問看護・リエゾン診療の実施件数、精神科退院時共同指導料等の算定件数 ②令和3年「6月30日時点」の児童・思春期、依存症等の専門外来の設置状況 |
| ③施設の概要 | 令和3年「6月30日0時時点」で、各医療機関が有する施設の概要（各病棟について、届出入院料、開放区分、保護室数等） |
| ④在院患者について | 令和3年「6月30日0時時点」で在院している、主診断が精神疾患である全ての入院患者について、患者動態を含む入院の実態 |
| ⑤退院患者について | 令和3年「6月1ヶ月間」に退院した、主診断が精神疾患である全ての入院患者についての退院状況等 |
| ⑥医療保護入院患者について | 令和2年「6月1ヶ月間」に医療保護入院した患者について、入院中の退院支援委員会の実施や退院状況等 |
| ⑦訪問看護部門について | 訪問看護部門を有する医療機関について、利用実態および機能 |
| ⑧退院後生活環境相談員について | 令和3年「6月30日時点」での退院後生活環境相談員の配置状況 |

令和3年度630調査 調査内容（訪問看護ステーション票）

| | 調査内容 |
|----------|------------------------------------|
| ①届出、指定状況 | 令和3年「6月30日現在」での、施設基準の届出および指定の状況 |
| ②利用状況 | 令和3年「6月 1 ヶ月間」の特に精神疾患の利用者に着目した利用状況 |
| ③職員数 | 令和3年「6月 1 ヶ月間」の訪問看護にかかわる職員の実態 |

令和3年度630調査 病院・病床区分別集計の定義

病院の種別（1）

| | |
|-----------------|--|
| 1. 特定機能病院 | 高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院として、第二次医療法改正において平成5年から制度化 |
| 2. 地域医療支援病院 | 医療施設機能の体系化の一環として、患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、第一線の地域医療を担うかかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有するものについて、都道府県知事が個別に承認 |
| 3. 一般病院 | 上記以外の医療機関で、精神病床以外の病床を有する医療機関 |
| 4. 精神病床のみを有する病院 | すべての病床が精神病床である医療機関 |
| 5. 非該当 | 上記の1～4に該当しない医療機関 |

病院の種別（2）

| | |
|----------------|---|
| 1. 都道府県立精神科病院等 | 精神保健福祉法第十九条の七第2項にもとづく、国、都道府県並びに都道府県又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人が設立主体である医療機関（すべての病床が措置入院の受け入れ病床） |
| 2. 指定病院 | 精神保健福祉法第十九条の八にもとづく指定病院（一部の病床が措置入院の受け入れ病床） |
| 3. 非指定病院 | 調査票で、非指定病院もしくは非該当と回答した施設 |

令和3年度630調査 医療機関票：主なデータの定義

①在院患者数

令和3年「6月30日午前0時時点」に精神病床に入院している患者数（精神病床以外の病床の患者は含まない）。

②主診断

診療録に記載されている主診断を転記（主診断の定義はICDのFコード分類に準じる）。

③隔離・拘束状況

令和3年「6月30日午前0時」時点の「指示」の有無のカウントを集計。

630調査集計資料の「隔離有」には「隔離指示のみ有」の患者も「隔離・拘束の両方の指示が有」の患者が含まれる。拘束も同様である。

④患者住所地

診療録上の「入院前患者住所地」が「病院の所在地」と「同一」であるか「異なる」かを基準にそれぞれの実数をカウント。

この情報は「地域精神保健福祉資源分析データベース：ReMHRAD（リムラッド）」にも活用されている。

令和3年度630調査 データの処理について

(1) 空欄（未記入）に関する基本処理

- ① 選択肢から選んで回答する項目が空欄 → 「不明」
- ② 「有」「無」のいずれかを回答する項目が空欄 → 「無」
- ③ 数値を回答する項目が空欄 → 「0」または「不明」

※なお、関連する他の項目の回答から補完が可能な場合には、適宜修正

(2) 所定外の回答（選択肢以外の回答等）に関する基本処理

- ① 回答内容を選択肢の項目のいずれかに分類
- ② 数値で回答する項目に、数値の幅で回答している場合には、中央値で補完
- ③ ①、②いずれにも該当しない場合には、「不明」

(3) 回答内容の整合性がとれない場合の処理

① [医療機関票] 医療法区分

- ・医療法区分を「特定機能病院」「地域医療支援病院」と回答している場合

厚生労働省「特定機能病院として承認を受けている医療機関一覧」、各都道府県公表の「地域医療支援病院」、厚生労働省地方厚生局の届出受理医療機関名簿で病床の届出状況を確認し、適切な区分に適宜修正

- ・医療法区分を「精神病床のみを有する病院」「一般病院」と回答している場合

回答している区分と、医療機関全体の病床数と許可病床数の大小関係に矛盾がある場合には、厚生労働省の届出受理医療機関名簿等で届出状況を確認し、適切な区分に適宜修正

② [医療機関票] 精神保健福祉法区分

- ・国立病院機構、都道府県立の医療機関が、精神保健福祉法区分を「指定病院」「非指定病院」「非該当」と回答している場合

精神保健福祉法区分を「都道府県立病院等」に修正

- ・精神保健福祉法区分と指定病床数の回答数に矛盾がある場合

日本精神科病院協会HP等で確認し、精神保健福祉法区分または指定病床数を適宜修正

③ [医療機関票] 届出病床数

- ・病棟の在院患者数が届出病床数を大きく上回っている場合

届出病床数の回答を、在院患者数で補完

令和3年度630調査 データの処理について

(4) 集計の対象外となる回答の処理

[自治体票]

①精神医療審査会

受理日が令和3年4月1日以降の患者 → 集計対象外とみなし、削除

受理日、意見聴取日、審査日、不審査決定日、通知日のいずれも令和2年4月1日から令和3年3月31日に含まれていない患者 → 集計対象外とみなし、削除

(回答しているすべての年月日が「令和2年4月1日から令和3年3月31日」の期間と1年ずれがある場合には、年の記載ミスとみなし、1年補正して集計する)

(5) その他

[医療機関票]

①都道府県立精神科病院等の医療機関

→ 措置入院受入可能病床数のうち、指定病床数を0 (全病床が措置入院受入可能病床)

②医療機関番号、医療機関名、所在地がすべて同一の場合

→ 医療機関の重複とみなし、一方を削除

③令和3年6月1か月間の精神科退院時共同指導料の算定件数を回答しているが、精神科退院時共同指導料の届出を「無し」と回答している場合 → 各回答内容は変更しない

④令和3年6月1か月間の精神科在宅患者支援管理料の算定件数を回答しているが、精神科在宅患者支援管理料の届出を「無し」と回答している場合 → 各回答内容は変更しない

(5) その他

[自治体票]

①精神科医療機関機能

配布数が医療機関票に回答した医療機関数を上回る場合について、回答値に処理は行わない（回答率が100%を超える自治体がある）。

②医療保護入院・措置入院の退院届・消退届

退院後の処置が、「医療保護入院」の場合、「入院継続」とする。

③精神医療審査会

意見聴取の有無について

意見聴取日の記載があり、意見聴取の有無が空欄または選択肢外の場合は、意見聴取を「1.対面での意見聴取」とする。

意見聴取の内訳について

「1.対面での意見聴取」（令和2年4月1日から令和3年3月31日に実施）と

「2.書面での意見聴取」「3.その他」（実施時期は問わない）を計上し、その内訳を算出する。

請求に対する意見の内訳について

令和2年4月1日から令和3年3月31日に通知を行った患者について、請求に対する意見の内訳を算出する。

令和3年度630調査 データの処理について

(5) その他

[自治体票]

③精神医療審査会

不審査決定の理由の内訳について

令和2年4月1日から令和3年3月31日に不審査決定した患者について、不審査決定の理由の内訳を算出する。

日付の前後関係の逆転について

受理日、意見聴取日、審査日、不審査決定日、通知日のいずれかの日付について前後関係の大幅な逆転がある場合には、年または月の入力間違いとみなして修正する

(例 受理日：令和2年12月25日 審査日：令和2年1月4日 通知日：令和2年1月6日 の回答は、審査日と通知日が令和3年の入力間違いとみなして、それぞれ令和3年に修正する。)

日付の記載について

通知日に日付が入っていて、審査日が空欄の場合には審査日を「不明」にする。

要した日数について

下記の組み合わせについて、該当する両日が年度内に入っており、かつ順序が逆転していないものを対象にして日数を集計する。

- ・ 請求受理から意見聴取まで
- ・ 意見聴取から審査まで
- ・ 審査から結果通知まで
- ・ 請求受理から結果通知まで
- ・ 請求受理から不審査決定まで

(5) その他

[自治体票]

③精神医療審査会

□請求に対する意見（不審査決定の場合はその理由）について

- ・ 請求に対する意見の回答があるが、通知日と不審査決定日のいずれの日付も入っていない場合、「通知日」の欄を「不明」とする。
- ・ 不審査決定の理由の回答があるが、不審査決定日の日付が無く、通知日に日付がある場合、通知日の日付を不審査決定日の日付とみなす。
- ・ 不審査決定の理由の回答があるが、不審査決定日と通知日のいずれの日付も入っていない場合、「不審査決定日」の欄を「不明」とする。
- ・ 退院請求の患者であるが、処遇改善請求の「請求に対する意見」を選択している場合は、請求に対する意見を「不明」とする。
- ・ 処遇改善請求の患者であるが、退院請求の「請求に対する意見」を選択している場合は、請求に対する意見を「不明」とする。